

配置予定技術者注意事項

1 配置予定技術者の雇用関係について

配置予定技術者は、当該工事の競争入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係を必要とする（健康保険証の写し等雇用関係の証明が確認できるものを提出）。

2 配置予定技術者の専任制について

配置予定技術者については、他の工事において専任する技術者であってはならない。

競争入札参加申請日において、他の工事で専任した技術者となっている場合、「竣工検査結果通知書」等の竣工検査済み通知書が、工事発注者の検査機関から通知されていること。

※ 実際の工期はまだ残っているが、竣工し、竣工検査も完了している場合をいう。

また、工事实績情報システム（CORINS）に他の工事の専任技術者として登録されたあと、技術者の変更が行われたがシステム上残ってしまっている場合は、工事発注者へ提出した技術者変更届の写しを提出すること。

3 入札の辞退について

他の工事を受注したことにより、予定した技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに当該入札を辞退すること。

4 入札の無効について

競争入札参加資格の事後審査において、工事实績情報システム（CORINS）等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、入札は無効とする。

5 配置予定技術者の変更について

原則として、配置予定技術者を契約の際に変更することはできない。